

○越谷市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付要綱

平成18年7月11日

告示第209号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の日常生活における便宜を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(給付対象者等)

第2条 給付の対象となる用具の種目、性能及び基準額は、別表第1に掲げるとおりとし、給付の対象者は、市内に居住する者で、用具の種目に応じ同表の対象者の欄に掲げる状態にあり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（市長が支給認定した者に限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）

(2) 法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、前年分所得税の納税状況を証する書類その他用具の給付決定のために市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該小児慢性特定疾病児童等の身体的状況、住宅環境等を実地調査し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書(第2号様式)を作成するとともに、用具の給付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具を給付することが適当であると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(第4号様式。以下「給付券」という。)を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により用具を給付することが適当でないと認めるときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 前条第2項の規定により給付券の交付を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、当該給付券により用具の給付を受けるものとする。

2 用具の給付は、あらかじめ市長が発行する小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託通知書(第6号様式)により委託を受けた業者(以下「委託業者」という。)が、直接受給者に対して納入して行うものとする。

3 診療報酬の対象となる用具の給付は、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて行うものとする。

4 用具の附属品の給付は、当該附属品がなければ当該用具が機能しない場合に限り行うものとする。

(費用の負担)

第6条 受給者は、用具の給付を受ける際に、当該用具の給付に要する費用の一部を直接委託業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により受給者が支払うべき費用の額（以下「負担額」という。）は、別表第2により算定した額とする。複数の用具の給付を受ける場合についても、当該用具の数にかかわらず同様とする。

3 受給者は、別表第1に掲げる基準額を超える用具の給付を受ける場合は、負担額に当該基準額を超えた額を加算した額を委託業者に支払わなければならない。

（費用の請求）

第7条 用具の給付を行った委託業者は、当該用具の額（別表第1に掲げる基準額を超える場合には当該基準額）から負担額を控除した額を、請求書に給付券を添えて市長に請求するものとする。

（給付台帳の整備）

第8条 市長は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（第7号様式）を備え、用具の給付状況を明確にしておかななければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第7条関係）

種目	対象者	性能	基準額（円）
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,810
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170
特殊便器	上肢機能に障害の	足踏ペダルにて温水温風を出	163,300

	ある者	し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等であること。	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360
体位変換	寝たきりの状態に	介助者が小児慢性特定疾病児	16,200

器	ある者	童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの	76,030
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100
ストーマ	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児童等又は	111,460

装具（畜便袋）	た者	介助者が容易に使用し得るもの	
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360

備考 「紫外線カットクリーム」の基準額については、1年間の給付上限額とする。

別表第2（第6条関係）

費用徴収基準

税額等による世帯の階層区分		費用徴収基準月額	
		基準月額	基準加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	110円
C1	A階層及びB階層を除き	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	2,250円
C2	前年分の所	当該年度分の市町村民税所得割課	2,900円

	得税非課税 世帯	税	円	
D1	A階層及びB 階層を除き	2,400円以下	3,450 円	350円
D2	前年分の所 得税課税世 帯であって、 その税額の	2,401円以上4,800円以 下	3,800 円	380円
D3	帯であって、 その税額の	4,801円以上8,400円以 下	4,250 円	430円
D4	年額区分が 次の額であ るもの	8,401円以上12,000円 以下	4,700 円	470円
D5		12,001円以上16,200 円以下	5,500 円	550円
D6		16,201円以上21,000 円以下	6,250 円	630円
D7		21,001円以上46,200 円以下	8,100 円	810円
D8		46,201円以上60,000 円以下	9,350 円	940円
D9		60,001円以上78,000 円以下	11,550 円	1,160 円
D10		78,001円以上100,500 円以下	13,750 円	1,380 円
D11		100,501円以上190,000 円以下	17,850 円	1,790 円
D12		190,001円以上299,500 円以下	22,000 円	2,200 円

D 1 3	2 9 9, 5 0 1 円以上 8 3 1, 9 0 0 円以下	2 6, 1 5 0 円	2, 6 2 0 円
D 1 4	8 3 1, 9 0 1 円以上 1, 4 6 7, 0 0 0 円以下	4 0, 3 5 0 円	4, 0 4 0 円
D 1 5	1, 4 6 7, 0 0 1 円以上 1, 6 3 2, 0 0 0 円以下	4 2, 5 0 0 円	4, 2 5 0 円
D 1 6	1, 6 3 2, 0 0 1 円以上 2, 3 0 2, 9 0 0 円以下	5 1, 4 5 0 円	5, 1 5 0 円
D 1 7	2, 3 0 2, 9 0 1 円以上 3, 1 1 7, 0 0 0 円以下	6 1, 2 5 0 円	6, 1 3 0 円
D 1 8	3, 1 1 7, 0 0 1 円以上 4, 1 7 3, 0 0 0 円以下	7 1, 9 0 0 円	7, 1 9 0 円
D 1 9	4, 1 7 3, 0 0 1 円以上	全額	左の基準 月額 の 1 0 分 の 1。 た だ し、 そ の 額 が 8, 5 6 0 円 に 満 た な い 場 合 は、 8, 5 6 0 円

備考

- 1 上表のC1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条

の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は、適用しないものとする。)をいう。

なお、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 上表の D1 ～D1 9 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 7 5 号）の規定並びに平成 2 3 年 7 月 1 5 日雇児発 0 7 1 5 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第 7 8 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 9 2 条第 1 項並びに第 9 5 条第 1 項から第 3 項までの規定、租税特別措置法第 4 1 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 4 1 条の 1 9 の 2 第 1 項、第 4 1 の 1 9 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 2 3 号）附則第 1 2 条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 号）附則第 5 9 条第 1 項及び第 6 0 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

3 同一世帯から 2 人以上の児童が用具の給付を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額のうち最も多額な児童については、基準月額

により算定し、その児童以外の児童については、基準加算月額により算定するものとする。

4 費用徴収基準月額が、その月におけるその児童に係る用具の額（別表第1に掲げる基準額を超える場合には当該基準額）を超える場合には、上表及び備考3にかかわらず、当該用具の額とする。

5 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

様式略